九　貨物保管場所管理システム（電子情報処理組織に基づき倉庫内における貨物の保管場所を特定するシステムをいう。）を有するものであること。

十　大型車対応荷さばき・転回場（特定貨物自動車中継輸送施設に設けられた貨物の搬出入場所であって、その前面に奥行き十五メートル以上の空地を有するものをいう。以下同じ。）を有するものであること。

十一　高規格バース（特定貨物自動車中継輸送施設の一の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き五メートル以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）をいう。）を有するものであること。

十二　当該特定貨物自動車中継輸送施設の階数が二以上のもの（ランプウェイ構造を有するものを除く。）にあっては、最大積載荷重が二トン以上のエレベーターを有するものであること。

（貨物自動車中継輸送実施計画の変更の認定の申請等）

第四条の五　法第二十九条の七第一項の規定により貨物自動車中継輸送実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更しようとする事項

三　変更の理由

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該貨物自動車中継輸送実施計画に係る貨物自動車中継輸送事業の実施状況を記載した書類

二　当該貨物自動車中継輸送実施計画の変更が第四条の二第二項各号に掲げる書類の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の書類

3　第四条の二第三項から第六項までの規定は、法第二十九条の七第一項の規定による変更の認定の申請があった場合について準用する。

（荷待ち時間）

第五条　法第三十条第二号の国土交通省令で定める者は、連鎖化事業者（法第四十五条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。次項において同じ。）とする。

2　法第三十条第二号の国土交通省で定めるところにより算定される時間は、運転者が集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所（以下この項において「集貨場所等」という。）に到着した時刻（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる時刻）から荷役等（同条第三号に規定する荷役等をいう。次条第二項において同じ。）を開始した時刻までの時間（荷主（法第三十条第五号に規定する荷主をいう。）、集貨場所等の管理者又は連鎖化事業者（次条第一項において「荷主等」という。）の都合により待機した時間に限る。）とする。

一・二　（略）

（新設）

（荷待ち時間）

第五条　法第三十条第四号の国土交通省令で定める者は、連鎖化事業者（法第四十五条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。次項において同じ。）とする。

2　法第三十条第四号の国土交通省で定めるところにより算定される時間は、運転者（同条第二号に規定する運転者をいう。以下同じ。）が集貨若しくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所（以下この項において「集貨場所等」という。）に到着した時刻（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる時刻）から荷役等（同条第五号に規定する荷役等をいう。次条第二項において同じ。）を開始した時刻までの時間（荷主（法第三十条第七号に規定する荷主をいう。）、集貨場所等の管理者又は連鎖化事業者（次条第一項において「荷主等」という。）の都合により待機した時間に限る。）とする。

一・二　（略）